

情報発信と啓発の役割はどこに？

【消費者基本法】・【消費者安全法】

- **国と地方自治体**；消費者政策の推進、啓発・広報・教育、情報収集・提供、消費者事故情報の集約分析と結果公表
⇒関係省庁(経産・厚労・農水・環境ほか)、消費者庁、国民生活センター、地方自治体、消費者センター
- **事業者・事業者団体**；*消費者の安全と取引の公正 *情報提供 *消費者の知識・経験・財産状況への配慮 *苦情処理 *国・地方公共団体への協力 *環境保全への配慮 *自主基準作成と信頼確保 *苦情処理 *自主基準作成支援や自主的な活動
- **消費者団体の役割**；消費者団体は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

消費者と事業者、行政の信頼関係づくり ～どんな情報も“共有”して学び・支えあいたい～

- 率直な不安を出し合い、聞きあう！
- 検査や測定情報は、正直に、すべて提供する！
- 行政や専門家はわかりやすい言葉で、誠意をもって説明する！
- 生産者・事業者とも一緒に学び、考えあう！



福島駅・お土産コーナーでの
検査データ開示(あんぽ柿)

もっと
コミュニケーション！



宮城県・道の駅での
農産物検査情報

安全を安心につなぐ～信頼の構造

不信・対立

共有！
共感！



“責任ある
供給”！

“責任ある
施策と説明”！



“復興をともに！懇親食事会”
被災地から取り寄せた食材を
使ったお料理を楽しみました
(2011.5.19 主婦会館レストラン)

“責任ある
消費”！